

遊休農地に対する指導の流れ

農業委員会が、管内の農地が適正に利用されているか調査します。

調査



農業委員会が所有者等に対して、農地をきちんと利用するよう指導します。(文書指導及び面接指導)

指導対象農地

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

指導に従わない場合

農業委員会が遊休地であることを通知します。

指導



所有者等が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出します。

計画書が提出されない、又は不適切な場合

農業委員会が所有者に対して、誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告します。

勧告に従わない場合



指導対象農地のうち①については、農業委員会が遊休地を利用したい者に利用できるよう協議を行わせ、協議が不成立の場合等には、最終的に、沖縄県知事の判断により、農地を利用したい者に対し、強制的な賃借権等を利用して耕作可能とする措置がとられます。